

<全体会 第1次素案>

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上牧町のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民・議会・執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に住所のある人をいいます。
- (2) 町民 町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、住民以外で町内に土地・家屋を持つ人、及び町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。
- (3) 執行機関 町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (4) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (5) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (6) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を認識し、互いに不足する所を補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (7) まちづくり 豊かで暮らしやすい地域社会をつくるための取り組みをいいます。

(基本原則)

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

- (1) 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) まちづくりは、町民が参画して行います。
- (3) 議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行すると共に、町民に対し説明責任を果たします。
- (4) 町民、議会及び執行機関は、それぞれの役割と責任を自覚し、協働してまちづくりを行います。
- (5) まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証・評価し、まちづくりの改善に役立てます。

(最高規範性)

第4条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

- 2 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。

<全体会 第1次素案>

第 章 条例の見直し等

(取り組み状況の評価)

第 条 町は、この条例において取り組むべきと定められている事項について、毎年定期的に取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

(条例の見直し)

第 条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。

(条例の改正)

第 条 条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けると共に、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。

【広域連携】

(広域連携)

第 条 町は、共通する課題を解決するため、他の自治体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。